

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例									
主管課	税務課									
根拠法令等										
【改正の概要】										
<p>保健医療及び社会福祉の財源を確保するため、平成 23 年 3 月 31 日に満了する県民税法人税割の超過課税の適用期限を、平成 27 年 3 月 31 日まで（4 年間）延長する。</p>										
1 税率	5.8%	（標準税率 5 %、 超過課税を行う場合の上限 6 %（地方税法第 51 条第 1 項））								
2 適用期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの間に開始する各事業年度分									
3 中小法人等に対する不均一課税	<p>資本金額が 1 億円以下の法人で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が 1,000 万円以下であるものに対しては、標準税率（5 %）を適用。</p>									
施行日	公布日									
【その他参考事項】										
1	<p>法人県民税法人税割の超過課税は、昭和 50 年度から 4 年間の期間ごとに実施している。</p> <p>（適用税率）</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和50年 4 月 1 日～昭和56年 7 月31日</td> <td>6 . 2 %</td> </tr> <tr> <td>昭和56年 8 月 1 日～平成 3 年 3 月31日</td> <td>6 . 0 %</td> </tr> <tr> <td>平成 3 年 4 月 1 日～平成27年 3 月31日</td> <td>5 . 8 %</td> </tr> </table>		昭和50年 4 月 1 日～昭和56年 7 月31日	6 . 2 %	昭和56年 8 月 1 日～平成 3 年 3 月31日	6 . 0 %	平成 3 年 4 月 1 日～平成27年 3 月31日	5 . 8 %		
昭和50年 4 月 1 日～昭和56年 7 月31日	6 . 2 %									
昭和56年 8 月 1 日～平成 3 年 3 月31日	6 . 0 %									
平成 3 年 4 月 1 日～平成27年 3 月31日	5 . 8 %									
2	<p>延長理由</p> <p>現行の超過課税による増収額は、保健医療及び社会福祉の充実の財源に充てているが、今後とも県財政に必要な財源を確保するには超過課税の継続が不可欠であるため。</p>									
3	<p>全国の様況（県民税法人税割）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用税率</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 . 0 %</td> <td>東京都、大阪府</td> </tr> <tr> <td>5 . 8 %</td> <td>東京都、大阪府、静岡県以外の 44 道府県</td> </tr> <tr> <td>超過課税なし</td> <td>静岡県</td> </tr> </tbody> </table>		適用税率	都道府県	6 . 0 %	東京都、大阪府	5 . 8 %	東京都、大阪府、静岡県以外の 44 道府県	超過課税なし	静岡県
適用税率	都道府県									
6 . 0 %	東京都、大阪府									
5 . 8 %	東京都、大阪府、静岡県以外の 44 道府県									
超過課税なし	静岡県									